

平成 23 年 12 月 21 日付課法 2-17 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の正誤表

第 2 連結納税基本通達関係

二十七 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

区分	78 頁	
内容	改正後の「連絡親法人」を「連結親法人」に訂正したもの。	
正	改 正 後	改 正 前
	<p>(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)</p> <p>11-2-2</p> <p>ただし、当該金額が、当該連結確定申告書に添付する連結親法人又は連結子法人に係る連結法人税申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」に控除未済連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額に満たない場合には、当該控除未済連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額による。</p>	<p>(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)</p> <p>11-2-2</p>
誤	改 正 後	改 正 前
	<p>(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)</p> <p>11-2-2</p> <p>ただし、当該金額が、当該連結確定申告書に添付する連絡親法人又は連結子法人に係る連結法人税申告書別表七の二付表一の「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」に控除未済連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額に満たない場合には、当該控除未済連結欠損金個別帰属額として記載されるべき金額による。</p>	<p>(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)</p> <p>11-2-2</p>